●肉用子牛生産者補給金交付契約等に係る必要書類一覧

令和8年7月25日改正

平成30年3月12日作成

事例項目		新規		⇒ 変更			法人化	継承			中止	解除
		新規契約（個人）	新規契約（法人）	契約内容の変更	法人格の変更・法人の合併	委託先の変更		経営継承	経営継承と法人化	第三者への権利義務の継承	肉用牛経営を中止	肉用牛経営を中止 交付契約解除
事例概要				交付契約申込書に変更があった場合（住所、口座等）	例 ・（有）→（株）への組織変更 ・法人同士の合併	委託先を変更する場合	肉用牛経営を法人化	子弟又は親族に経営継承	法人化を機に代表者を子弟等に継承する場合	子弟又は親族及び個人の法人化以外	死亡や高齢等により、肉用牛経営を中止するが、業対終了時までは交付契約を残す場合（法人を除く）	死亡や高齢等により、肉用牛経営を中止し、交付契約の解除を希望する場合（法人を除く）
必要書類（◎必須・○必要に応じて）	①生産者補給金交付契約申込書	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	②みどりチェックシート（畜産）	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	③同意書	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	④委任状	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	⑤受取口座確認書（口座名義が契約者と違う場合必須）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑥登記簿謄本（写） ※発行から3カ月以内のもの		◎		◎	○	◎		◎	◎		
	⑦定款（写）		◎		◎	○	◎		◎	◎		
	⑧交付契約者変更届け			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	⑨資産（牛）繰入証明書						◎		◎	◎		
	⑩承継承認申請書（経営を中止又は廃業する契約生産者→協会）								◎	◎		
	⑪承継承認申請書（権利義務を承継する契約生産者→協会）								◎	◎		
	⑫経営中止の報告										◎	◎
	⑬交付契約解除の申出											◎
備　考			●交付契約申込書の「法人の概要」部分の記入 ●法人化したが、引き続き個人でも経営を継続する場合、個人とは区分経理して処理することが必要。	●飼養地に追加がある場合、同意書が必要。 ●契約者と受取口座名義が違う場合、受取口座確認書が必要。			●交付契約変更届けは変更前の個人契約者名で作成。	●交付契約変更届けは変更前の契約者名で作成。但し、死亡の場合は、変更する生産者名で作成。 ●契約番号は継承可。	●交付契約変更届けは変更前の個人契約者名で作成。 ●承継元⑫及び承継先⑬を提出し、承認を受ける必要がある。	●承継元⑫及び承継先⑬を提出し、承認を受ける必要がある。	●中止の届出であり、契約解除とはならない。	●業対途中でも契約解除となり、交付金対象外となる。 ●生産者積立準備金は返還可。（年1回） ●生産者積立金（無事戻し）は返還不可。